私たちのふるさと仙北市は、城下町として発展してきた歴史をはじめ、先人が大切に守り育ててきた美しい田園風景、連綿と受け継がれてきた伝統や文化など、人々の暮らしの営みの風景が随所に息づいています。

また、市域を縦断して流れる玉川、桧木内川を骨格として、山塊から湖、丘陵、農地、そして平野へと変化する雄大な自然地形も特徴です。

これらの「仙北らしさ」からなる様々な魅力を未来に守り・伝えていくことを目指して、景観に関する総合的な法律である「景観法」に基づく「仙北市景観計画(以下「景観計画」という。)」及び「仙北市景観条例(以下「景観条例」という。)」を平成27年6月(※平成28年1月1日施行)に策定・制定しています。

本市では、景観計画及び景観条例により、市内で景観に大きな影響を与える一定規模以上の行為を実施する場合には、事前に書類・図面等の提出による「届出」が必要となります。

本手引きは、届出制度の各手続きを示したものです。建築などの自由なデザイン活動を規制する ためのものではなく、豊かな自然、歴史的・文化的景観など「仙北らしさ」を、仙北市民共有のも のとして、市民、事業者、行政の責務と協働により仙北の景観形成に取り組むためのものです。 これらの内容を十分ご理解の上、ご協力お願いします。

### 〇届出の手引きの構成

1.	届出を要する地域	P. 2	
2.	届出を要する行為・規模	P. 3	
3.	届出の流れ	P. 9	
4.	届出などに必要な書類	P. 10	0
5.	届出に必要な様式集	P. 13	2
6	<b>A 彩甘潍</b>	D 2	c

### 〇届出書の提出先

- ・受付の担当窓口は仙北市役所建設部都市整備課となります。
- ・所定の様式に必要な事項を記入し、図面等必要書類を添付して、担当窓口に提出してください。
- ・手数料等は無料です。

### ■お問い合わせ■

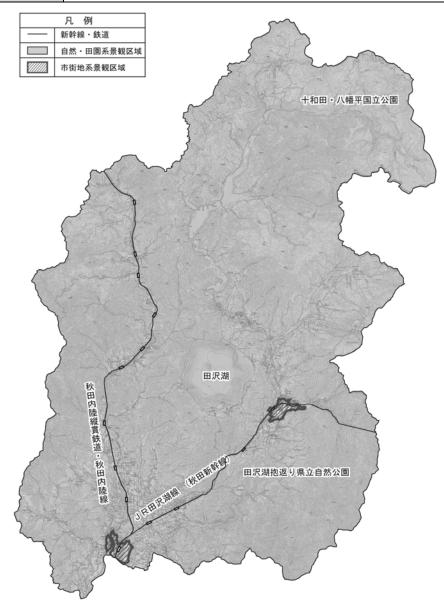
仙北市 建設部 都市整備課(西木庁舎) 仙北市西木町上荒井字古堀田 47 TEL 0187-43-2295 FAX 0187-47-2166

# 1. 届出を要する地域

### (1) 景観計画区域

仙北市では、市全域を景観計画区域とし、以下の区域に区分し、それぞれ良好な景観の形成に関する方針や良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(景観形成基準)を定めています。

	景観計画の区域の区分
自然・田園景観	市域における市街地景観以外のエリア (景観形成重点地区を除く)
市街地景観	都市計画において用途地域が指定されたエリア (景観形成重点地区を除く)



### (2) 景観形成重点地区

指定している地区は現在ありません。

# 2. 届出を要する行為・規模

# (1) 届出対象行為

届出を要する行為の対象については、下記の一覧表を確認してください。

	行為	届出対象								
建築物※	・新築、増築、改築 若しくは移転 ・外観を変更することとなる様替 しくは模替 は色彩の変更	高さが 10m 又は建築面積 500 ㎡ を超えるもの ただし、以下のものを除く。 (1)50 ㎡以下の増改築(高さの増加を除く) (2)改築で、外観の変更を伴わないもの								
		<ul><li>①門、塀、さく、垣類</li><li>②擁壁</li><li>③煙突、排気塔類</li><li>④高架水槽、サイロ、物見等類</li><li>⑤昇降機、ウォーターシュート、飛行塔類</li><li>⑥装飾塔、記念碑類</li><li>⑦冷却塔、パラボラアンテナ類</li></ul>	高さ 3m を超えるもの 高さ 13m を超えるもの (建築物と一体となって設 置される場合は、建築物の 高さとの合計の高さとす る。)							
工作物※	・新築、増築、改築 若しくは移転 ・外観を変更することとなる様替 しくは模様替 は色彩の変更	<ul><li>⑧アーチ、アーケード類</li><li>⑨鉄筋コンクリート柱、金属柱、木柱類</li><li>⑩電波塔、物見塔、風車等</li><li>⑪電線路等の支持物</li><li>⑫太陽光等発電施設</li><li>⑬観覧車等の遊戯施設類</li><li>⑭コンクリートプラント等の製造施設類</li></ul>	高さ <u>20m</u> を超えるもの 高さ <b>13m</b> 又は築造面積							
		(5)立体駐車場 (6)石油・ガス等の貯蔵施設 (1)ごみ処理・し尿処理施設類 (8)高架道路、橋梁、歩道橋類 ただし、以下のものを除く。 (1)改築で、外観の変更を伴わないもの	<u>1,000 ㎡</u> を超えるもの							
開発	 	<ul><li>(2) 既存建築物の屋上に設置する避雷針、 の高さが 3m以下のもの</li><li>面積が 3,000 ㎡を超えるもの又は規模が は無限を生じるもの。</li></ul>								
物、 件の	トにおける土石、廃棄 再生資源その他の物 )堆積 し下「物件の堆積」)	は擁壁を生じるもの 高さ <u>1.5m</u> 又は面積 <u>500 ㎡</u> を超えるもの								
鉱物の形	の開墾、土石の採取、 別の掘採その他の土地 が質の変更 以下「土地の形質の変 )	面積が <u>3,000 ㎡</u> を超えるもの又は規模が は擁壁を生じるもの	高さ <u>3m</u> を超える法面若しく							

<sup>※</sup>特定届出対象行為

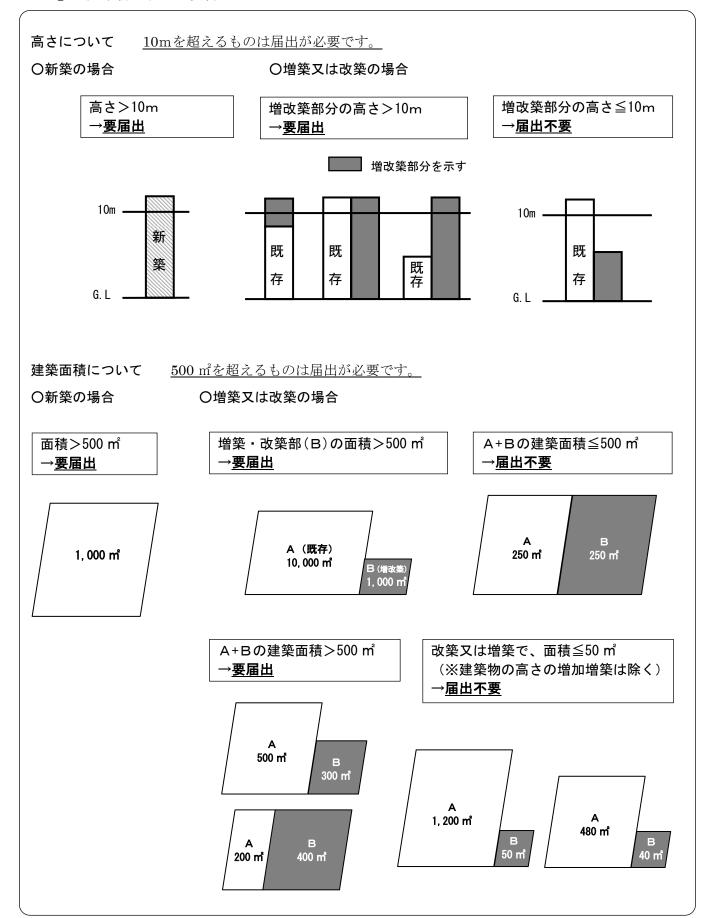
### (2) 届出を要しない行為

届出等対象行為のうち、届出等の適用除外となる行為等は以下のとおりです。

- 1. 景観法に定められた届出を要しない行為(景観法第16条第7項第1号)
- 2. 建築物の増築又は改築で、当該行為に係る部分の延べ面積が 50 ㎡以下のもの(建築物の高さを増加する増築を除く。)
- 3. 建築物又は工作物の改築で、外観の変更を伴わないもの
- 4. 既存建築物等の屋上に設置する避雷針、アンテナ類で、設置部分からの高さが3m以下のもの(パラボナアンテナで、直径が1.5m以上のものは除く)
- 5. 物件の堆積で、堆積の期間が3ヶ月を超えて継続しないもの
- 6. 仮設の建築物又は工作物で設置期間が3ヶ月以内のものの新築、増築、改築若しくは移転又は外観の変更
- 7. 地盤面下又は水面下における行為
- 8. 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 9. 文化財として指定された建築物等の増築、改築若しくは移転又は外観の変更
- 10. 史跡名勝天然記念物、県指定史跡名勝天然記念物、都市公園、国立公園、国定公園、風致地区、伝統的建造物群保存地区として定められた区域内で行われるもの
- 11. 土地区画整理事業で行う行為で景観形成に支障を及ぼすおそれがないもの
- 12. 良好な景観の形成に影響を及ぼすおそれがないものとして市長が認めたもの

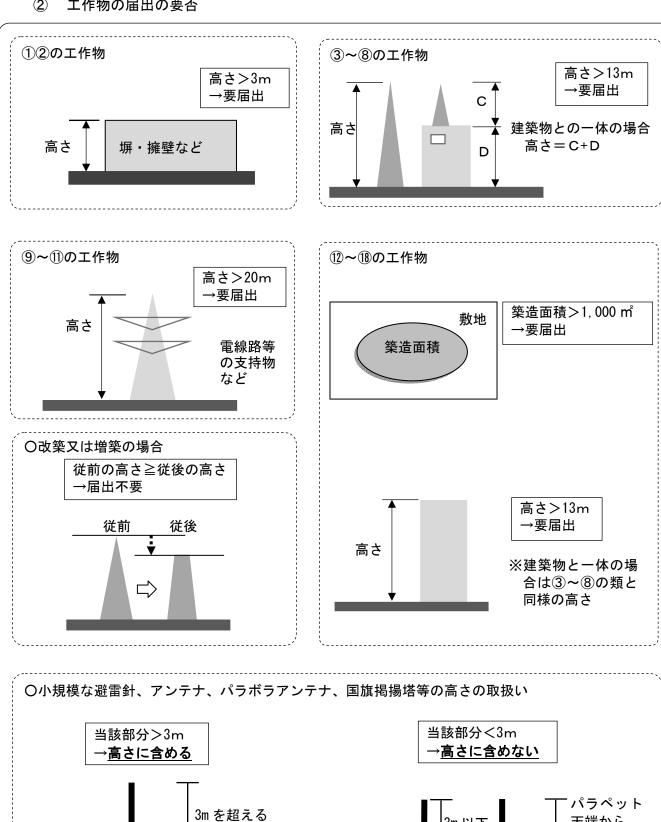
□注 届出が必要かどうかなど、詳細に関しては、担当窓口等でご相談ください。

- (3) 届出の要否について
  - ① 建築物の届出の要否



### 工作物の届出の要否

10m-



10m

天端から

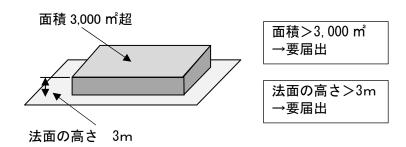
3m 以下

3m 以下

### ③ 開発行為・土地の形質の変更の届出の要否

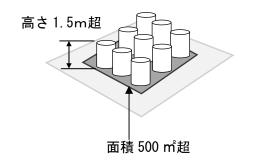
面積が 3,000 mを超えるもの、又は規模が高さ 3mを超える法面若しくは擁壁を生じるものは、届出が必要です。

※ただし、農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更(宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立てまたは干拓を除く)は届出不要です。



### ④ 物件の堆積の届出の要否

高さ 1.5mまたは面積 500 ㎡を超えるものは、届出が必要です。 ※ただし、堆積の期間が 3 ヶ月を超えないものは届出不要です。

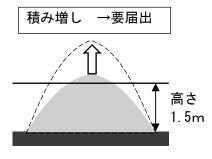


堆積物の高さ>1.5m →要届出

堆積物の面積>500 ㎡ →要届出

増加後の面積>500 m<sup>2</sup>

### 積み増しする場合



※ただし、日常的な管理行為としての 積み増しは届出不要です。

### 面積を増加する場合



### (4) 用語の解説

### ① 建築物

建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいい、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若 しくは壁を有するもの等をいいます。

### ② 工作物

土地に定着する工作物のうち、建築物を除くものをいいます。

### ③ 開発行為

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいいます。

### ④ 土地の形質の変更

土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更をいいます。

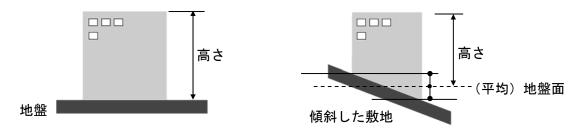
### ⑤ 物件の堆積

屋外において行う、土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する 廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資 源をいう。)その他の物件の堆積をいいます。

### ⑥ 高さ

建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定する高さをいい、地盤面(地盤の高低差が3m以内の場合は、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面。高低差が3mを超える場合は、その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面)からの高さをいいます。

工作物が建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さとの合計の高さとします。



### ⑦ 建築面積

建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する面積をいい、 建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の 水平投影面積をいいます。

### ⑧ 延べ面積

対象規模の判定は棟ごとに算定した数値により行います。建築基準法施行令第2条第1項第4号の規定により算定した建築物の各階の床面積の合計とします。

### 9 築造面積

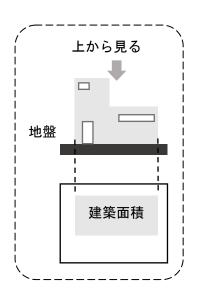
建築基準法施行令第2条第1項第5号に規定する築造面積をいい、工作物の水平投影面積をいいます。

### ⑩ 外観の模様替え

改築または増築以外の場合で、建築物等の屋根、外壁等の素 材を変更することをいいます。

### ① 色彩の変更

改築または増築以外の場合で、素材の変更がなく、単に色彩のみを変更することをいいます。



## 3. 届出の流れ

届出対象行為について、市への届出を義務付けています。届出制度に関する流れは、概ね以下の とおりです、

## 届出の流れ

# 届出書類等

してください。

○届出の要否、景観計画の内容

等について都市整備課へ相談

事前相談(必要に応じて)

事前に確認する事項

①区域 ②行為の種類・規模 ③景観づくりの基準



### 事前協議(計画変更が可能な段階)

○届出対象行為の計画・設計内容について、景観計画への 適合状況などの確認・協議を行います。 ○<u>「事前協議書(様式第1号)」</u> (13 頁参照)と添付図書(11 頁 参照)を提出してください。

### 行為の届出 (審議)

(届出対象行為に着手する30日前)

- ○景観計画への適合状況などの審査を行います。
- 〇届出内容が景観計画に適合していないと市が判断した 場合、良好な景観形成に資するよう、法に基づいて勧 告・変更命令を行うことがあります。
- ○行為の届出をしない場合や勧告や命令に従わない場合 は、氏名等の公表や景観法に基づく罰則が適用されるこ とがあります。

○<u>「景観計画区域内行為届出書</u> <u>(様式第2号)」(16 頁参照)</u> <u>と添付図書(11 頁参照)を提</u> <u>出</u>してください。

適合

# 変更の届出

〇行為の届出の後、計画・設計内容の変更が あった場合は、変更の届出を行います。

」適合└

# 行為の着手

(行為の届出から30日以内〔最大90日以内〕)

○事前協議で景観計画への適合が確認できている場合や、 届出内容の景観計画への適合が速やかに確認できる場合は、着手制限の期間を短縮することができます。 ○「景観計画区域内行為変更届出書(様式第3号)」(19 頁参照) <u>と添付図書(変更内容に係る図書のみ、11 頁参照)を提出</u>してください。

- ○届出内容が景観計画に適合している場合、届出から30日以内に行為の着手制限が解除され、工事などの着手が可能になります。
- ○変更命令が行われた場合は、着 手制限の期間が最大 90 日まで 延長されます。

# 完了届

(行為完了後すみやかに)

〇市は、届出内容と相違のない建築物・工作物等であるか を確認します。 ○「景観計画区域内行為完了(中 止)報告書(様式第7号)」(20 頁参照)と添付図書(11頁参 照)を提出してください。(中 止の場合も同様です。)

### 4. 届出などに必要な書類

市内で、景観に大きな影響を不える一定規模以上の行為を実施する場合には、事前に書類・図面等の提出による「届出」が必要となります。大規模(特定)行為の届出には、次の書類が必要となります。 → [届出などの様式] P12 参照

### 〇 必要部数

・所定の届出書とともに、下記の書類をA4版で、1部提出してください。

### 〇 必要書類

・所定の用紙に必要な事項を記入し、図面等の必要な書類を添付して提出してください。

【様式第1号】 事前協議書

P. 13

【様式第2号】 景観計画区域内行為届出書

P. 16

【様式第3号】 景観計画区域内行為変更届出書

P. 19

届出	に必要	な図面	i等(仙	北市景	観条例	施行規	則第6	条関係	₹)			
図書の種類行為の区分	位置図	図鷗彁	平面図	立面図(4面以上)	着色した透視図	植栽計画図	付近現況図	縦横断面図	計画図	行為後の利用計画図	現況写真	チェックリスト 景観形成
建築物	0	0	0	0	Δ	0					0	0
工作物	0	0	0	0	Δ	0					0	0
開発行為	0		0				0	0	0		0	0
物件の堆積	0	0		Δ							0	0
土地の形質の変更	0		0				0	0		0	0	0

- $\frac{1}{2}$  「 $\boxed{0}$ 」印は、必ず添付を要する図書です。「 $\boxed{\Delta}$ 」印は、必要により添付を求める図書です。
- ※3 「着色」及び「マンセル値」を、図面に明示してください。
- ※4 印のあるもの及び本表に掲げる以外の図書を求める場合があります。
- ※5 平面図、立面図、断面図等に面積、高さ、長さ等を記入してください。

### 【様式第7号】 景観計画区域内行為完了(中止)報告書

P. 20

### 添付図書(仙北市景観条例施行規則第6条関係)

- (1) 完了の状況を示す写真(2面以上、A4用紙に貼付け又は印刷したもの)
- ※主要な視点場から行為完了後の景観が確認できるもの、提出図面と行為の内容が比較できるもの
- (2) その他市長が必要があると認めたもの

# ※図面に明示すべき事項 仙北市景観条例施行規則 別表(抜粋)

添付図書											
種類	図書に明示する事項	備考									
位置図	<ul><li>・方位、施工箇所、道路、鉄道、目標となる土地建物</li><li>・河川</li><li>・用途地域名</li></ul>	・縮尺 2,500 分の 1 以 上									
配置図 (建築物の建築) (工作物の建設)	<ul><li>・方位、敷地境界線</li><li>・敷地内の建築物等の位置及び規模</li><li>・敷地に接する道路の位置及び幅員</li><li>・外構施設の位置、材料及び面積</li><li>・現況写真の撮影場所・方向</li></ul>	・縮尺 300 分の 1 以上									
配置図 (物件の堆積)	<ul><li>・方位、行為地の境界線</li><li>・敷地に接する道路の位置及び幅員</li><li>・集積又は貯蔵する位置、面積及び高さ</li><li>・遮蔽物の位置、種類、構造及び規模</li></ul>	・縮尺 300 分の1以上 のもの									
平面図 (建築物の建築) (工作物の建設)	<ul><li>方位</li><li>建築設備</li></ul>	・縮尺 200 分の 1 以上									
平面図 (開発行為等) (物件の堆積) (土地の形質の変更)	<ul><li>・方位</li><li>・届出に係る建築物又は工作物と既存建築物又は工作物の位置</li><li>・建築設備</li><li>・外構施設の位置、材料及び面積</li><li>・断面の位置</li></ul>	・縮尺 <b>200</b> 分の 1 以上 のもの									
各面立面図 (おおむね縮尺 200 分 の1以上のもの)	<ul><li>・壁面及び屋根の仕上材及び色彩</li><li>・開口部、附属設備、軒等の位置及び形状</li><li>・屋外広告物の表示又は設置の位置及び形状</li></ul>	・4面以上									
着色した透視図	・届出に係る建築物等及び周辺の景観	・事前協議では省略可 能									
植栽計画図	・木竹の位置、種類、高さ及び本数	・縮尺 300 分の 1 以上									
付近現況図	<ul><li>・方位、行為地の境界線</li><li>・等高線</li></ul>	・縮尺 1,000 分の 1 以 上のもの									
縦・横断面図	・方位 ・行為の前後における土地の縦断図及び横断図	・縮尺 600 分の 1 以上 のもの									
計画図	<ul><li>・方位、行為地の境界線</li><li>・宅地造成の場合は区画割</li><li>・植栽計画</li></ul>	・縮尺 1,000 分の 1 以 上のもの									
行為後の利用計画図	・方位、行為地の境界線 ・植栽計画	・縮尺 1,000 分の 1 以 上のもの									
現況写真	・行為地及び周辺の状況が分かるカラー写真	・2方向以上。撮影方向を配置図又は平面図に示すこと									
景観形成チェックリスト	・様式第 58 号 (21 頁参照)										

### 5. 届出などの様式集

・【機式第1号】事前協議書	<u>P. 13</u>
·【機式第2号】景観計画区域內行為届出書	P. 16
·【機式第3号】景観計画区域內行為変更届出書	<u>P. 19</u>
·【機式第7号】景観計画区域内行為完了(中止)報告書	<u>P. 20</u>
•【様式第58号】景観形成チェックシート	<u>P. 21</u>

- ※必要図書の添付がない場合は、届出書の受理が出来ませんので、予め不足がないかご確認ください。
- ※1. 届出内容に変更が生じる場合、届出が必要かどうかなど、窓口等でご相談ください。
- ※2.変更内容が確認できる図書(変更の前後が比較できるもの)を添付してください。

### 記入上の注意

- 1.「届出内容に係る照会先」の欄には、届出者以外の者(設計者、施工者等)へ照会を希望する場合に記入してください。
  - 解説 「届出者」とは、実際に工事等を行う者(請負業者等)ではなく、いわゆる施主のことをいいます。
- 2.「色彩」の欄には、マンセル値を記入してください。
- 3. 各欄内に記入しきれない項目がある場合には、添付する図面等に記入してください。
- 4. ※印の欄は、記入しないでください。

# 様式第1号(第4条関係)

# 事 前 協 議 書

年 月 日

仙北市長 様

届出者 住 所(所在地)

氏 名 (名称及び代表者)

(EJ)

電話番号

第10条第1項 仙北市景観条例 第10条第2項 の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 場 所	仙北市							
行為の予定期間	(着手予定) (完了予定) 年 月 日 ~ 年 月 日							
	□建築物 □新築 □増築 □改築 □移転 □外観の変更(修繕・模様替)□色彩の変更							
行 為 の 種 類	□工作物 □新設 □増築 □改築 □移転 (建築物を除く。) □外観の変更(修繕・模様替)□色彩の変更							
	□開発行為等							
	□土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更							
	□屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積							
用 途 地 域	□第一種低層住専 □第二種低層住専 □第一種中高層住専 □第二種中高層住専 □第一種住居 □第二種住居							
	□近商□□商業□□準工□指定なし□指定なし							
景観形成基準の	土地利用□自然・田園系景観□市街地系景観							
<ul><li>区 分</li><li>(建築物・工作物)</li></ul>	景観特性       □自然・眺望景観       □水辺景観         □沿道・沿線景観       □歴史・文化景観							
景観形成重点地区 (地区内の場合のみ)	地区名称 ( )							
届出内容に係る	住所 (所在地)							
照 会 先	氏名(名称及び担当者) 電話番号							
景観形成のために 特に配慮した事項								
<b>※</b> 受 付								

									届	出	部	分	既	存	部	分	合		計
				敷	地	ļ	面	積				m²				m²			m²
				建	築		面	積				m²				m²			m²
				延	ベ	·	面	積				m²				m²			m²
				高				さ				m				m			m
				構				造										_	
				階				数										_	
				仕	上		材	料	壁面						Ē	昆根			
	建	築	物						壁面										
				色				彩	屋根										
行為				敷	地	の	緑	化											
の内容	7			屋	外	広	告	物	有(種	類•亻	固数•	色彩	:				無		)
									届	出	部	分	既	存	部	分	合		計
				種				類											
				敷	地		面	積				m²				m²			m²
				築	造		面	積				m²				m²			m²
				高				さ				m				m			m
	_	<i>11</i> →	H-f	構				造										_	
	工	1/F	物	仕	上	•	材	料											
				色				彩											
				屋	外	広	告	物	有(種	類•イ	固数•		:				無		)

				目					的	
					<b>∃</b> V <sub>2</sub>	<u> </u>	4-1			
								面		
				法高	面さ	•	·擁	壁 長	のさ	m m
	開発	<b>行</b> 等			面			壁景方	の	
行為				· 擁 材	壁 料		) •	仕 色	上彩	
0			0	採	取	物	0)	種	類	
内		地(			面 さ		擁	壁 長	のさ	m m
容	形変		の更	修	景	0	り	方	法	
				目					的	
	H <del>-la</del> n d	/H- /	$\mathcal{D}$	高	さ	,	•	面	積	$ m m \qquad \qquad m^2$
	物堆	件 (	積	修	景	0	り	方	法	

- 注 1 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等届出者以外へ照会を希望する場合に記入すること。
  - 2 「仕上材料」欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること(例 日本かわら、 小口タイル、波型スレート等)。
  - 3 「色彩」欄には、マンセル表色系による色彩記号で記入すること。
  - 4 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図書に詳しく記入すること。
  - 5 ※欄は、記入しないこと。
  - 6 この協議書には、行為の種類に応じて別表に定める図書を添付すること。
  - 7 行為の変更の届出にあっては、必要な部分を記載し、別表に定める図書のうち必要なものを添付すること。

### 様式第2号(第5条関係)

# 景観計画区域内行為届出書

年	J	]	$\exists$

仙北市長 様

届出者 住 所(所在地)

氏 名 (名称及び代表者)

(EJ)

電話番号

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	仙北市
行為の予定期間	(着手予定)     (完了予定)       年月日~     年月日
	□新築 □増築 □改築 □移転 □建築物 □外観の変更(修繕・模様替) □色彩の変更
行 為 の 種 類	□工作物 (建築物を除く。) □新設 □増築 □改築 □移転 □外観の変更(修繕・模様替) □色彩の変更
	□開発行為等
	□土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
	□屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
用 途 地 域	□第一種低層住専 □第二種低層住専 □第一種中高層住専 □第二種中高層住専 □第一種住居 □第二種住居 □近商 □商業 □準工 □指定なし
景観形成基準の	土地利用 □自然・田園系景観  □市街地系景観
<ul><li>区 分</li><li>(建築物・工作物)</li></ul>	景観特性       □自然・眺望景観       □水辺景観         □沿道・沿線景観       □歴史・文化景観
景観形成重点地区 (地区内の場合のみ)	地区名称 ( )
届出内容に係る 照 会 先	
景観形成のために特に配慮した事項	
※受 付	

							届	出	部	分	既	存	部	分	合		計
		敷	地		面	積				m²				m²			m²
		建	築		面	積				m²				m²			m²
		延	ベ		面	積				m²				m²			m²
		高				さ				m				m			m
		構				造										_	
		階				数										_	
行為		仕	上		材	料	壁面						Ē	昆根			
の内		色				彩	壁面										
容						112	屋根										
		敷	地	の	緑	化											
		屋	外	広	告	物	有(種	類•ሰ	固数•	色彩	:				無		)
							届	出	部	分	既	存	部	分	合		計
		種				類											
		敷	地		面	積				m²				m²			m²
		築	造		面	積				m²				m²			m²
		高				さ				m				m			m
	工作物	構				造										_	
	IF 100	仕	上		材	料											
		色				彩											
		屋	外	広	告	物	有(種	類•伯	固数•	色彩	:				無		)

			目					的	
			開	発	X	域	面	積	
			法	面	•	擁	壁	の	m m
	開発行	· 为	高	さ	•	•	長	さ	m m
	等	1 SUS	法形				壁 号 方		
行為			擁材	壁料			仕 色	上彩	
(N)			採	取	物	の	種	類	
内	土地		法高	面さ	•		壁 長	のさ	m m
容	形質変	の更	修	景	0	Ò	方	法	
			目					的	
	物件	$\sigma$	高	さ	,	,	面	積	m m²
	堆	積	修	景	0	)	方	法	

- 注 1 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等届出者以外へ照会を希望する場合に記入すること。
  - 2 「仕上材料」欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること(例 日本かわら、 小口タイル、波型スレート等)。
  - 3 「色彩」欄には、マンセル表色系による色彩記号で記入すること。
  - 4 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図書に詳しく記入すること。
  - 5 ※欄は、記入しないこと。
  - 6 この届出書には、行為の種類に応じて別表に定める図書を添付すること。

### 様式第3号(第5条関係)

# 景観計画区域内行為変更届出書

年 月 日

仙北市長 様

届出者 住 所(所在地)

氏 名 (名称及び代表者)

(EJJ)

電話番号

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	仙北市
当初の届出年月日	年 月 日
変 更 部 分 に 係 る 行為の着手予定日	年 月 日
変更部分に係る行為の完了予定日	年 月 日
変更の内容	(変更後)
※受 付	

注 ※欄は、記入しないこと。

### 様式第7号(第11条関係)

# 景観計画区域内行為完了(中止)報告書

年 月 日

仙北市長 様

報告者 住 所(所在地)

氏 名 (名称及び代表者)

(EJ)

電話番号

仙北市景観条例第16条の規定により、次のとおり報告します。

行	ż	為	の	ţ	<b>是</b>	所	仙北市	市								
完	了	(	中	止	)	日				年	月	日				
					)規定 年 月					年	月	日				
	適年	合 月	道 日		知 番	書号				年	月	日	(			)
	第 1	6条	第 2	項の	)規定 1年月	ごに				年	月	日				
	適年	合 月			知	書 号				年	月	日	(			)
報照	告	内		に		る 先	住所 氏名 電話者	(名)		当者)						
行と	為き		中そ		し理	た 由										
	<b>%</b> <sup>8</sup>	受			付											

- 注 1 完了(中止)のうち、不要な事項を二重線で消すこと。
  - 2 「報告内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等報告者以外へ照会を希望する場合に記入すること。
  - 3 ※欄は、記入しないこと。
  - 4 完了の場合は、完成写真を添付すること。

# 様式第58号

# 景観形成チェックシート

事	業		名	称					
行		為		地					
行	為	の	概	要					
該当	当するゔ	产工	ックシー		チェック欄  □ 建築物・工作物に対する景  A 土地利用に応じた基準  B 景観特性に応じた基準 (上乗せ基準)	観形成基準 □A-1 自然・田園系景観 □A-2 市街地系景観 □B-1 自然・眺望景観 □B-2 水辺景観 □B-3 沿道・沿線景観 □B-4 歴史・文化景観			
				□C 開発行為に対する景観形成基準					
					□D 物件の堆積に対する景観 □E 土地の開墾、土石の採取 更に対する景観形成基準	. 形成基準 、鉱物の掘採その他土地の形質の変			

# 建築物・工作物に対する景観形成基準

# A 土地利用と対応した基準

# A-1 自然・田園系景観

項目	配慮項目(景観形成基準)	チェック欄	
	周辺の景観と調和した配置に努めること。		□はい □いいえ □該当なし
	従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹等を保存し、建築物等の周辺の景観との調和に配慮した位置とするこ		□はい □いいえ □該当なし
位置•	山りょうの近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根より低い位置とす	ること。	□はい □いいえ □該当なし
配置	連続する街並み等の外壁線についての規則性がある場合を除いて、線及び隣地境界線からできる限り後退させ、ゆとりのある空間を確保で		□はい □いいえ □該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由) ※(指導事項	)	
	周辺の景観と調和した高さ及び規模とするよう努めること。		□はい □いいえ □該当なし
規模•	行為地の周辺が樹林地である場合は、できる限り樹冠から突出しない るよう努めること。	□はい □いいえ □該当なし	
高さ	(具体的な配慮事項・配慮できない理由) ※(指導事項	)	
	建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。	□はい □いいえ □該当なし	
	周辺の景観との調和及び地域の特性に応じて、全体的に違和感や圧ない形態・意匠とすること。	□はい □いいえ □該当なし	
形態・	ベランダ、バルコニー等は、建築物本体と調和したものとするなど、建 としてまとまりのある意匠とすること。	築物全体	□はい □いいえ □該当なし
意匠•	道路等の公共空間から見通すことのできる外壁等は、公共性の高いきて長く親しまれ、品位のある意匠となるよう配慮すること。	部分とし	□はい □いいえ □該当なし
	歩行者の目線に近い低層部の外壁等の仕上げには、石や木などの素 ある材料の使用に努めること。	長材感の しゅうしん	□はい □いいえ □該当なし
	設備機器を建築物の屋上又は屋外に設置する場合は、目立たないよいするか、建築物本体と調和したすっきりとしたデザインとすること。	うに遮へ	□はい □いいえ □該当なし
	太陽光パネル等を設置する場合は、建築物と一体的な形状・高さとし 少なく、低明度・低彩度の目立たないものとすること。	、反射が	□はい □いいえ □該当なし
	建築物の外壁には、施設の名称等を除き必要以上の広告及び図画等 しないよう努めること。	等を表示	□はい □いいえ □該当なし

項目	配慮項目(景観形成基準)		チェック欄
	周辺の街並みや自然景観との調和に配慮して、素材を 為地が優れた自然景観の中にある場合は、反射性の高と。	□はい □いいえ □該当なし	
形態· 意匠· 素材	周辺の景観となじむように、地域の自然素材又は伝統的めること。	□はい □いいえ □該当なし	
	建築後、汚れや破損などによって景観を損なうことがな 性、退色性、年月による風合い等を考慮した素材を使り	□はい □いいえ □該当なし	
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)	
	けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、 建造物等周辺との調和に配慮すること。	山並み、田園、伝統的	□はい □いいえ □該当なし
	壁面及び屋根は、色彩基準(35、36 頁参照)に適合さび屋根の見付け面積の 1/10 未満を構成する色彩、自	□はい □いいえ □該当なし	
	壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、周囲のる面積のバランスに十分留意し、落ち着いたものとする	□はい □いいえ □該当なし	
色彩	建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との記さと。	□はい □いいえ □該当なし	
	工作物の色彩は、落ち着いた色彩で周辺景観及び建めにすること。	□はい □いいえ □該当なし	
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)	
	建築物が山並み、田園景観等の周辺景観と調和し、良れるよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努		□はい □いいえ □該当なし
	樹容又は樹勢の優れた樹木がある場合はできる限り保 修景に活かすよう努めること。	□はい □いいえ □該当なし	
	高木、中木、低木、地被植物等の組み合わせにより、自 行うこと。	目然で、効果的な植栽を	□はい □いいえ □該当なし
敷地の 緑化	敷地の接道部では、沿道の街並みや緑の連続性の確 行空間の魅力向上に配慮して、塀、柵、生垣及び植栽		□はい □いいえ □該当なし
	工作物の足元を植栽で囲うなど、歩行者や周辺への影 に応じて修景緑化を図ること。	響の軽減を図り、必要	□はい □いいえ □該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)		

項目	配慮項目(景観形成基準)		チェック欄
	駐車場や自転車置場、ごみ置き場、機械室、倉庫などから見えにくい場所に配置したり、植栽で隠したりするたと調和させること。	□はい □いいえ □該当なし	
	   閃光を発するものや点滅するような過度に明るい照明 <i> </i>	□はい □いいえ □該当なし	
	擁壁などを設置する場合は、その高さをできる限り低く 部に自然素材を用いるなど、周辺の景観との調和に努	□はい □いいえ □該当なし	
その他	工事現場の仮囲い等、一時的に設置させるものであっ 周囲からの見え方に配慮すること。	□はい □いいえ □該当なし	
	自動販売機等は、通行の支障とならないものとし、またにより、単体として周囲から突出しないよう工夫すること		□はい □いいえ □該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)	

# A-2 市街地系景観

項目	配慮項目(景観形成基準) チェッ				
	周辺の景観と調和した配置に努めること。		□はい □いいえ □該当なし		
位置•	連続する街並み等の外壁線についての規則性がある場線及び隣地境界線からできる限り後退させ、ゆとりのある		□はい □いいえ □該当なし		
	街並みの連続性を阻害することがないよう、周囲の建築などに揃えること。	□はい □いいえ □該当なし			
配置	樹容又は樹勢が優れた樹木、水辺などが敷地内にあるや水辺を活かした配置とすること。	る場合は、これらの樹木	□はい □いいえ □該当なし		
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)				
	周辺の景観と調和した高さ及び規模とするよう努めるこ	と。	□はい □いいえ □該当なし		
規模・ 高さ	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)			
III					
	建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。	□はい □いいえ □該当なし			
	周辺の景観との調和及び地域の特性に応じて、全体的ない形態・意匠とすること。	□はい □いいえ □該当なし			
	ベランダ、バルコニー等は、建築物本体と調和したもの としてまとまりのある意匠とすること。	□はい □いいえ □該当なし			
	道路等の公共空間から見通すことのできる外壁等は、全て長く親しまれ、品位のある意匠となるよう配慮すること	□はい □いいえ □該当なし			
形態・ 意匠・ 素材	歩行者の目線に近い低層部の外壁等の仕上げには、ある材料の使用に努めること。	石や木などの素材感の	□はい □いいえ □該当なし		
NV.1-1	行為地が商業地にある場合は、低層部はにぎわいの倉 し、まちの魅力の創造に努めること。	川造に配慮した用途と	□はい □いいえ □該当なし		
	長大な壁面を設ける場合には、周辺の景観にあわせて 形態・意匠とするなど、圧迫感や威圧感を軽減すること		□はい □いいえ □該当なし		
	設備機器を建築物の屋上又は屋外に設置する場合はいするか、建築物本体と調和したすっきりとしたデザイン		□はい □いいえ □該当なし		
	太陽光パネル等を設置する場合は、建築物と一体的な少なく、低明度・低彩度の目立たないものとすること。	*形状・高さとし、反射が	□はい □いいえ □該当なし		

項目	配慮項目(景観形成基準)	チェック欄	
	建築物への看板、広告幕及び広告塔の設置はできる原置する場合は、集約化し、規模を必要最小限にとどめるインを一体化し、建築物及び周辺の景観との調和に努	るとともに、建築物とデザ	□はい □いいえ □該当なし
形態· 意匠•	建築後、汚れや破損などによって景観を損なうことがな 性、退色性、年月による風合い等を考慮した素材を使り	□はい □いいえ □該当なし	
素材	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)		
	壁面及び屋根は、色彩基準(35、36 頁参照)に適合さび屋根の見付け面積の 1/5 未満を構成する色彩、自然	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	□はい □いいえ □該当なし
	壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、周囲のる面積のバランスに十分留意し、落ち着いたものとする		□はい □いいえ □該当なし
h ~,	建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との記さと。	□はい □いいえ □該当なし	
色彩	工作物の色彩は、落ち着いた色彩で周辺景観及び建めとすること。	□はい □いいえ □該当なし	
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)		
	道路等の公共空間に面する前面敷地については、建 圧迫感を和らげ、歩行者空間に潤いをもたらすよう、樹 慮しながら植栽に努めること。		□はい □いいえ □該当なし
	樹容又は樹勢の優れた樹木がある場合はできる限り保 修景に活かすよう努めること。	□はい □いいえ □該当なし	
	高木、中木、低木、地被植物等の組み合わせにより、自行うこと。	目然で、効果的な植栽を	□はい □いいえ □該当なし
敷地の 緑化	敷地の接道部では、沿道の街並みや緑の連続性の確行空間の魅力向上に配慮して、塀、柵、生垣及び植栽		□はい □いいえ □該当なし
	工作物の足元を植栽で囲うなど、歩行者や周辺への影に応じて修景緑化を図ること。	響の軽減を図り、必要	□はい □いいえ □該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)	

項目	配慮項目(景観形成基準)		チェック欄
	駐車場や自転車置場、ごみ置き場、機械室、倉庫などから見えにくい場所に配置したり、植栽で隠したりするたと調和させること。	□はい □いいえ □該当なし	
	   閃光を発するものや点滅するような過度に明るい照明 <i> </i>	□はい □いいえ □該当なし	
	擁壁などを設置する場合は、その高さをできる限り低く: 部に自然素材を用いるなど、周辺の景観との調和に努	□はい □いいえ □該当なし	
その他	工事現場の仮囲い等、一時的に設置させるものであっ 周囲からの見え方に配慮すること。	□はい □いいえ □該当なし	
	自動販売機等は、通行の支障とならないものとし、またにより、単体として周囲から突出しないよう工夫すること		□はい □いいえ □該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)	

### B 景観特性に応じた基準 (上乗せ基準)

項目	配慮項目(景観形成基準)		チェック欄
	主要な展望地からの眺望や優れた景観資源の眺望を置とすること。	□はい □いいえ □該当なし	
	建築物の高さは、主要な展望地からの眺望を著しく妨	□はい □いいえ □該当なし	
自然• 眺望 景観	良好な眺望景観の形成に配慮した形態・意匠・色彩と	□はい □いいえ □該当なし	
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)		
	河川や湖など、水辺に接する場合は、できる限り水際、 化したりするなど、水辺に配慮した魅力的な空間づくり		□はい □いいえ □該当なし
	周辺の河川や湖などからの眺めに配慮した形態・意匠	□はい □いいえ □該当なし	
水辺 景観	敷地の境界部に生垣を設置するなど、水辺景観との運	□はい □いいえ □該当なし	
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)	
	建築物等は、道路や鉄道からの眺めに配慮した配置・	・形態・意匠とすること。	□はい □いいえ □該当なし
沙大	   交差点に面した建築物等は、角地の見通しに配慮した	た形態・意匠とすること。	□はい □いいえ □該当なし
沿道• 沿線 景観	隣接する建築物と低層部の軒高をあわせるなど、街並めること。	みの連続性の確保に努	□はい □いいえ □該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)		

項目	配慮項目(景観形成基準)	チェック欄	
	歴史的建造物等の保存に努め、行為地がそれらの優る場合は、景観の保全に配慮した位置とすること。	□はい □いいえ □該当なし	
	歴史的建造物と調和した高さとするよう努めること。	□はい □いいえ □該当なし	
歴史・	歴史的建造物が多い地域では、外観をできる限り、周和に配慮した意匠・色彩とすること。	□はい □いいえ □該当なし	
景観	敷地の緑化とともに、周辺の生垣や板塀などとの連続 の歴史・文化景観との調和に努めること。	□はい □いいえ □該当なし	
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)	

### C 開発行為に対する景観形成基準

項目	配慮項目(景観形成基準)	チェック欄	
土地の形状	地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を活かした。	□はい □いいえ □該当なし	
	市街地から眺望できる丘陵や樹林地では、地形の改変がよう計画すること。	□はい □いいえ □該当なし	
	景観形成上支障を生じる土地の不整形な分割又は細分化を行わないこと。		□はい □いいえ □該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)	
	行為地内はできる限り緑化し周囲にさく等を設ける場合は こと。	生垣等とするよう努める	□はい □いいえ □該当なし
	樹容又は樹勢の優れた樹木がある場合はできるだけ保存 景に活かすよう努めること。	□はい □いいえ □該当なし	
土地の	周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多ら樹種を選定すること。	□はい □いいえ □該当なし	
緑化	   高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的 	□はい □いいえ □該当なし	
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由) ※(指導事項)		
法面・ 擁壁の 外観	長大な法面又は擁壁を生じさせないよう配慮すること。		□はい □いいえ □該当なし
	法面は、できる限りゆるやかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と 滑らかに連続させること。		□はい □いいえ □該当なし
	周辺の植生との調和に配慮した法面の緑化を行うこと。	□はい □いいえ □該当なし	
	擁壁などの構造物を設ける場合は、必要最小限のものとする。また、前面の緑化や自然石の使用、化粧型枠による修景など、周辺の景観との調和に配慮した仕上げを行うこと。		□はい □いいえ □該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)	

項目	配慮項目(景観形成基準)		チェック欄
	調整池の建設、埋立て又は干拓にあたっては、護岸、堰堤等を周辺の景観と調和するよう形態、素材、植栽等を工夫すること。		□はい □いいえ □該当なし
7 0/16	行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合はそれらを保全 し、修景に積極的に活用すること。		□はい □いいえ □該当なし
その他	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)	

# D 物件の堆積に対する景観形成基準

項目	配慮項目(景観形成基準)	チェック欄	
	周辺の景観を阻害しないよう、集積又は貯蔵の高さ 整然と行うこと。	□はい □いいえ □該当なし	
貯蔵又は集	主要な展望地及び主要な道路からできる限り見えば貯蔵の位置及び方法を工夫すること。	□はい □いいえ □該当なし	
積の方法	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)	
遮へい	行為地の出入口は最小限に限定し、行為地が外か	□はい □いいえ □該当なし	
	行為地の周囲への樹木の植栽、塀や囲い等によっ の遮へい措置を講ずること。 塀や囲いなどを設ける 築物の色彩基準に適合させるとともに、周辺の景観	□はい □いいえ □該当なし	
	遮へいに伴う植栽にあたっては、自然植生を考慮す との調和に配慮した樹種とすること。	□はい □いいえ □該当なし	
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)	

# E 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更に対する景観形成基準

項目	配慮項目(景観形成基準)	チェック欄	
	   行為地の出入口は最小限に限定し、行為地が外から身	□はい □いいえ □該当なし	
遮へい	行為地の周囲への樹木の植栽等によって、周囲の道路 を講ずること。	□はい □いいえ □該当なし	
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由) ※(指導事項)		
	長大な法面又は擁壁を生じさせないよう配慮すること。		□はい □いいえ □該当なし
	法面は、できる限りゆるやかな勾配とし、ラウンディング と滑らかに連続させること。	□はい □いいえ □該当なし	
마소니아 오프스	周辺の自然植生との調和に配慮した法面の緑化を行う	□はい □いいえ □該当なし	
跡地の形 状	擁壁などの構造物を設ける場合は、必要最小限のもの 化や自然石の使用、化粧型枠による修景など、周辺の た仕上げを行うこと。	□はい □いいえ □該当なし	
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由) ※(指導事項)		
	行為地内の竹木は、保全するとともに、敷地の周囲は枯こと。	□はい □いいえ □該当なし	
	   行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和し	□はい □いいえ □該当なし	
跡地の緑 化	緑化にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺れる樹種とすること。	□はい □いいえ □該当なし	
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)	

項目	配慮項目(景観形成基準)		チェック欄
	主要な視点場及び主要な道路からできる限り見えにくくなるよう、掘採又は採取の位置及び方法を工夫する。特に市街地から眺望できる丘陵や樹林地では、地形の改変が市街地から目立たないよう計画すること。		□はい □いいえ □該当なし
その他	行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用すること。		□はい □いいえ □該当なし
*C 07 E	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)	

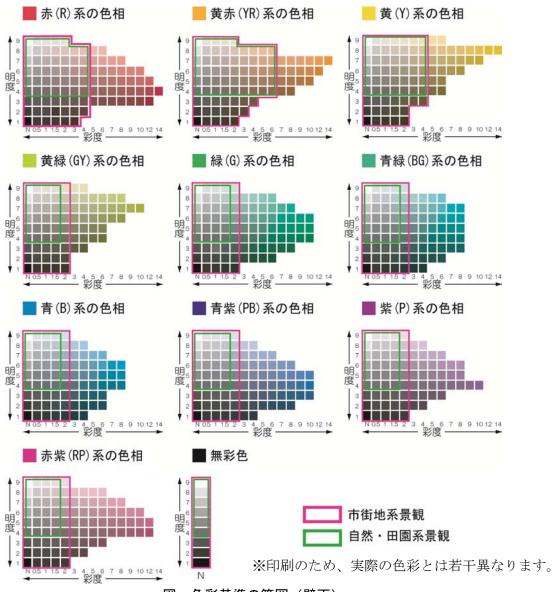
### 6. 色彩基準

景観計画の景観形成基準で定める壁面及び屋根の色彩基準について、色相断面図を用いて以下に示します。

### (1) 壁面の色彩基準

色相	市街地	系景観	自然・田園系景観	
	明度	彩度	明度	彩度
赤 (R)、	_	4 以下	4 以上 9 以下	4 以下
黄赤(YR)	_	6以下	4 以上 9 以下	6以下
黄 (Y)	_	4 以下	4 以上 9 以下	4以下
黄緑(GY)~ 赤紫(RP)	_	2以下	4 以上 9 以下	1.5 以下
無彩色(N)	_	_	4 以上 9 以下	_

(マンセル表色系による)



### (2) 屋根の色彩基準

色相	市街地系景観		自然・田園系景観	
	明度	彩度	明度	彩度
赤 (R) ~赤紫 (RP)、	_	6 以下	8以下	6以下
無彩色(N)	_	_	8以下	_

(マンセル表色系による)

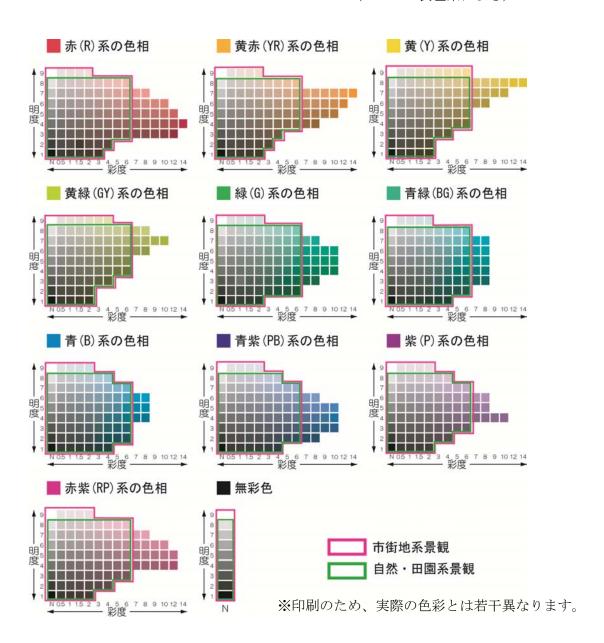


図 色彩基準の範囲 (屋根)